

令和 4 年 3 月 18 日理事会制定

第1章 総則

第 1 条 一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という.）VA 血管内治療認定医制度の実施に関する業務は本学会 VA 血管内治療認定医制度規則に定めたことのほか、この VA 血管内治療認定医制度規則施行細則（以下「細則」という.）によって行う.

第2章 VA 血管内治療認定医の資格

第 2 条 VA 血管内治療認定医を新規申請する者は、取得業績として、次の各号の業績を取得していること.

- (1) 出願時に本学会年次学術集会参加 3 回以上あること.
- (2) VA 血管内治療に関する学会発表を 1 件以上行っているか論文 1 編以上発表していること（筆頭者に限らない、また本学会発表に限らない. また論文においては商業誌でも認めるが、メーカー作製の冊子の類は認めない.）VA 血管内治療に関するとはシースを用いて行う経皮的な血管内治療に関することであり、他の VA に関する加療は業績として認めない.
- (3) 出願時、術者として VA 血管内治療実績が 100 例以上あること. VA 血管内治療に関するとは前号に準じる.

なお、本手技は手術（K コード）であり、「手術記録に術者名として記載されていること」を必須とする.

第 3 条 VA 血管内治療認定医を更新申請する者は、業績として当該認定期間 5 年間のうち、次の各号の業績を取得していること.

- (1) 本学会年次学術集会参加 2 回以上あること.
- (2) VA 血管内治療実績が 100 例以上あること. VA 血管内治療に関するとは第 2 条第 2 号に準じる. なお、更新申請においては、術者のみならず指導的助手としての経験でも良い. なお、本手技は手術（K コード）であり、「手術記録に氏名が記載されていること」を必須とする.

第3章 費用の納付

第 4 条 VA 血管内治療認定医を申請する者は、申請手数料（10,000 円）を納付する.

2 VA 血管内治療認定医認定証の交付には，登録料（5,000 円）を納付する．

第 5 条 VA 血管内治療認定医更新を申請する者は，申請手数料（10,000 円）を納付する．

2 VA 血管内治療認定医認定証の交付には，登録料（5,000 円）を納付する．

第4章 細則の疑義の処理

第 6 条 この細則の施行について疑義を生じたときは，該当事項は VA 血管内治療認定医制度委員会で処理し，処理困難な事項は理事会の議により決する．

第5章 細則の変更

第 7 条 この細則は，VA 血管内治療認定医制度委員会および理事会の議を経なければ変更することは出来ない．

附則 この施行細則は令和 4 年 3 月 18 日から施行する．

附則 この施行細則は令和 8 年 3 月 26 日から施行し、2026 年度（令和 8 年度）の新規申請者及び新規登録者並びに 2026 年度（令和 8 年度）の更新申請者及び更新登録者から適用する．